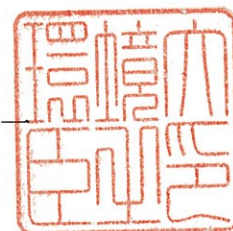


諮 問 第 4 5 6 号
環水大土発第1701041号
平成 2 9 年 1 月 4 日

中央環境審議会会長
浅 野 直 人 殿

環 境 大 臣
山 本 公 一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)

ビス[(*RS*)-1-{2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イルカルボニル}イミダゾリウム]=フマラート (別名オキスポコナゾールフマル酸塩)

N-(トリクロロメチルチオ)シクロヘキサ-4-エン-1,2-ジカルボキシミド (別名キャプタン)

(2*RS*)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)

3,4-ジヒドロ-2,4-ジオキソ-1-(ピリミジン-5-イルメチル)-3-(α, α, α -トリフルオロ-*m*-トリル)-2*H*-ピリド[1,2-*a*]ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3',4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロメチル)ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

N-(7-フルオロ-3,4-ジヒドロ-3-オキソ-4-プロパー-2-イニル-2*H*-1,4-ベンゾキサジン-6-イル)シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

(*RS*)-2-メチル-1-ピリミジン-5-イル-1-(4-トリフルオロ

メトキシフェニル) プロパン-1-オール (別名フルルプリミドール)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム
又はホセチル)

(別紙2)

アンモニウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートアンモニウム塩)、イソプロピルアンモニウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートイソプロピルアミン塩)、カリウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートカリウム塩)、ナトリウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートナトリウム塩)、 N - (ホスホノメチル) グリシン (別名グリホサート)

2', 3-ジブromo-4'-クロロ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-6'-{[(1*RS*)-1-シクロプロピルエチル]カルバモイル}ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

(*RS*)-(*E*)-5-(4-クロロベンジリデン)-2,2-ジメチル-1-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)シクロペンタノール (別名トリチコナゾール)

3-(5-*tert*-ブチル-1,2-オキサゾール-3-イル)-1,1-ジメチルウレア (別名イソウロン)

(*E*)- N -(6-クロロ-3-ピリジルメチル)- N -エチル- N' -メチル-2-ニトロビ (別名ニテンピラム)

ブチル=(*RS*)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)、ブチル=(*R*)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

(RS) - O-4-ブロモ-2-クロロフェニル = O-エチル = S-プロピル
= ホスホロチオアート (別名プロフェノホス)

(RS) - 5-ブロモ-3-sec-ブチル-6-メチルウラシル (別名ブロマシル)

(4RS, 5RS) - 5-(4-クロロフェニル) - N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)

中環審第957号
平成29年1月5日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年1月4日付け諮問第456号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。